

預金等の不正な払い戻し被害に係る補償基準等について

被害種別		偽造キャッシュカード被害	盗難キャッシュカード被害	盗難通帳（証書）被害	インターネットバンキング被害
補償基準	お客さまに 重大な過失または過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます			
	お客さまに 過失があった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます	原則として被害額の 75 %を補償させていただきます		お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断をさせていただきます
	お客さまに 故意または重大な過失があった場合	被害額は補償いたしかねる場合があります			
補償のためにご協力いただく事項		(1) 当金庫への速やかな通知 (2) 当金庫への十分な説明 (3) お客さまによる警察署への被害事実等の事情説明やその捜査への協力	(1) 当金庫への速やかな通知 (2) 当金庫への十分な説明 (3) 警察署への被害届の提出やその他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものの提示		(1) 当金庫への速やかな通知 (2) 当金庫への十分な説明 (3) お客さまによる警察署への被害事実等の事情説明やその捜査への協力
補償の基となるルール		預金者保護法による補償		信用金庫業界の自主ルールによる補償	

お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合

預金等の不正な払い戻し被害に遭われたときに、お客さまに「重大な過失」または「過失」があった場合には、被害額の全額または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意ください。なお、お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合は以下のとおりです。

偽造・盗難キャッシュカード被害

「重大な過失」となりうる場合	(1) 他人に暗証番号を知らせた場合（※） (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合 (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合（※） (4) その他（1）～（3）までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合（※） ※ 上記（1）および（3）については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。 ※ 「カード手交型」（詐欺）による被害は、（3）に該当します。又、「封筒すり替え型」（詐欺盗）による被害は、（4）に該当します。これらの手口は広く一般に認知されていることから、当金庫では、いずれも「重大な過失」となりうる場合として判断しています。
----------------	---

「過失」となりうる場合	〔１〕 次の（１）または（２）に該当する場合 （１） 当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測される書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合 （２） 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合 〔２〕 次の（１）のいずれかに該当し、かつ、（２）のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合 （１） 暗証番号の管理 ア、 当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合 イ、 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合 （２） キャッシュカードの管理 ア、 キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合 イ、 酪てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合 〔３〕 上記〔１〕、〔２〕の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合
-------------	---

盗難通帳（証書）被害

「重大な過失」となりうる場合	（１） 他人に通帳（証書）を渡した場合（※） （２） 他人に記入、押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合（※） （３） その他お客さまに（１）および（２）の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 ※ 上記（１）および（２）については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。
「過失」となりうる場合	（１） 通帳（証書）を第三者の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合 （２） 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳（証書）とともに保管した場合 （３） 印鑑を通帳（証書）とともに保管していた場合 （４） その他お客さまに（１）～（３）の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

インターネットバンキング被害

「重大な過失」となりうる場合	お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事実ごとに判断させていただきます。
「過失」となりうる場合	